**３　交付申請提出書類チェックシートについて**

　中小企業者による交付申請提出時には、「交付申請提出書類チェックシート」により、提出書類を確認してください。



**◎中小企業者等原油・原材料価格高騰対策事業費補助金**

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化のほか、世界的な原油及び原材料価格の高騰が幅広い業種に影響を与えている中で、新しい社会経済環境の変化に対応しながら、原材料の代替品への移行や光熱費等固定費の削減など、中小企業者が今後の事業継続に向けて行う取組等に対し、補助対象経費の１／２（（※１）特別枠２／３）を補助します。

**限度額：中小企業者：300万円、事業協同組合等：500万円**

（※１）特別枠

　　下記全てを満たす場合、特別枠での申請が可能

・事業の実施にあたって、専門家の助言や指導を受けること

・青森県の推進する戦略等に基づく重点推進分野に関する事業に該当すること

・事業の成果を県内中小企業者に波及させるために事業成果の公表に同意すること

・「中小企業者」とは、

青森県に事業所を置く中小企業者で、中小企業基本法第２条に該当する中小企業者です。

ただし、主たる業種として農業、林業及び漁業を営んでいる中小企業者を除きます。

・「事業協同組合等」とは、次に掲げる者です。

（ア）中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第158号）に規定する中小企業団体

（イ）商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

（ウ）生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）に規定する生活衛生同業組合

　　（対象組合の例示）

　　　　・事業協同組合又はその連合会

・商店街振興組合又はその連合会

・商工組合又はその連合会

・生活衛生同業組合

・企業組合

・協業組合